

## 松本市産業振興機械等の取得等に係る確認申請事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第6条の3第14項及び第28条の9第15項並びに松本市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年条例第2号）に基づく産業振興機械等の取得等に係る確認申請の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請)

第2条 政令第6条の3第14項及び第28条の9第15項並びに松本市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例に規定する市長の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に2部提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34条）第31条第1項若しくは第2項又は所得税法（昭和40年法律第33号）第49条第1項の規定による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写し（特別償却を受けなかった場合はその理由書）
- (2) 特別償却設備である家屋全体の平面図及び当該家屋の敷地である土地の図面並びに特別償却設備を明示したもの
- (3) 特別償却設備である償却資産の明細を明らかにする書類
- (4) 特別償却設備である家屋及び当該家屋の敷地である土地の取得に係る契約書並びに登記事項の証明書の写し
- (5) 旅館業にあっては、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業の経営の許可を受けたことを証する書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確認申請書の処理期間)

第3条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を確認し、当該申請書を受理した日から30日以内に、その結果を申請者に通知するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年3月22日から施行する。